

「歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第1条(定義)</p> <p>この規約本文における用語を下記のとおり定義する。</p> <p>(1)「歴史的PIアドレス」とは、CIDR(Classless Inter-Domain Routing)導入以前に、プロバイダなどのローカルインターネットレジストリを介さず、国際的なIPアドレス割り当て機関から直接割り当てを受けたIPアドレスのことをいう。これには下記のIPアドレスが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. InterNICから直接割り当てられたIPアドレス 2. ネットワークアドレス調整委員会を經由して、InterNICから割り当てられたIPアドレス 3. IPアドレス管理指定事業者制度(業務委任会員制度)が設けられる以前に、当センターもしくは当センターの前身のJNICから割り当てられたIPアドレス 4. その他当センターが個別に歴史的PIアドレスと認めたIPアドレス 	<p>第1条(定義)</p> <p>この規約本文における用語を下記のとおり定義する。</p> <p>(1)「歴史的PIアドレス」とは、CIDR(Classless Inter-Domain Routing)導入以前に、プロバイダなどのローカルインターネットレジストリを介さず、国際的なIPアドレス割り当て機関から直接割り当てを受けたIPアドレスのことをいう。これには下記のIPアドレスが含まれる。<u>ただし、2011年8月1日以降当センターが移転を承諾した歴史的PIアドレスは、移転以後、歴史的PIアドレスから除外される。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. InterNICから直接割り当てられたIPアドレス 2. ネットワークアドレス調整委員会を經由して、InterNICから割り当てられたIPアドレス 3. IPアドレス管理指定事業者制度(業務委任会員制度)が設けられる以前に、当センターもしくは当センターの前身のJNICから割り当てられたIPアドレス 4. その他当センターが個別に歴史的PIアドレスと認めたIPアドレス
<p>第13条(歴史的PIアドレスの返却後の効果)</p> <p>期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第11条、第12条、第14条、第16条および第17条の規定はその後なお有効に存続するものとする。</p>	<p>第13条(歴史的PIアドレスの返却後の効果)</p> <p>期間の満了、解除その他事由のいかんを問わず当該アドレスが当センターに返却された場合であっても、第11条、第12条、第15条、第17条および第18条の規定はその後なお有効に存続するものとする。</p>
<p>(該当なし)</p>	<p><u>第14条(IPアドレス維持料)</u></p> <p><u>被割り当て者は、当センターに対し、別紙「維持料の額および支払い方法」で定めるところにより、割り当てを受けている歴史的PIアドレスのアドレス数に応じたIPアドレス維持料を支払う。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、被割り当て者が歴史的PIアドレス以外のプロバイダ非依存アドレスの割り当てを受けている場合、またはIPアドレス管理指定事業者としてIPアドレスの割り振りを受けている場合は、割</u></p>

	<u>り当てを受けた歴史的PIアドレス、PIアドレス、およびIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス数の合計に応じてIPアドレス維持料を算定するものとする。</u>
付則 (該当なし)	付則 <u>1. この規則は、IPアドレス等料金体系改定に伴い、2011年8月31日に改正され、2011年10月3日より実施する。</u>
(該当なし)	<u>2. IPアドレス維持料の額は、経過措置として、算出したIPアドレス維持料から、2012年度は50%を減じた額、2013年度は25%を減じた額をそれぞれ支払うものとする。</u>
(該当なし)	<u>3. IPアドレス維持料の額について、JPNIC正会員である被割り当て者には、算出したIPアドレス維持料から100,000円を減じた金額を請求する。ただし、減額前のIPアドレス維持料額が100,000円に満たない場合は、請求をしないこととする。</u>
(該当なし)	<u>4. 第14条第2項の定めにかかわらず、2013年度まではIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス、割り当てを受けたPIアドレスを合計せず、別々にIPアドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IPアドレス維持料の合算額から行うものとする。</u>
(該当なし)	<u>5. 第1条第1号ただし書きの定めにかかわらず、被割り当て者が当センターとIPアドレス管理指定事業者契約またはプロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約の締結を経ずに、第4条に定める確認書の変更をもって歴史的PIアドレスの移転を受け、当該アドレスを使用する場合には、当該アドレスは歴史的PIアドレスに含まれることとする。</u>
別紙 (該当なし)	別紙 <u>維持料の額および支払い方法</u> <u>1. IPアドレス維持料</u>

IPアドレス維持料は、毎年4月1日0:00の割り当てアドレス数の総量に基づき、以下の計算式によって算出する。

$(65000.3^{\log_{10} \text{IPアドレスの総数}}) \times \text{消費税および地方消費税}$ (単位:円)

注1)記載金額は消費税および地方消費税相当額を含む。振込手数料は被割り当て者の負担とする。

注2)IPアドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。

2. IPアドレス維持料の支払い方法

当センターは前記別紙1にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

3. 遅延利息

被割り当て者は、IPアドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払いIPアドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年14.5パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。